

○湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成22年6月1日告示第29号

改正

平成26年4月4日告示第24号

令和4年11月7日告示第64号

令和5年4月1日告示第35号

湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅等に太陽光発電システムを設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年3月18日規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(補助対象システム)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ太陽電池の最大出力が10kw未満の太陽光発電システムであり、かつ未使用品であること。
(補助金の交付対象者)

第3条 補助の対象となる者は、自らが居住し、又は居住しようとする湯川村内の住宅等（店舗等との併用住宅等を含む。）に対象システムを設置し、電力会社と電力受給契約を締結した者で、村内に居住している者については、村税の滞納がない者とする。
(補助金の額)

第4条 補助金額は、2万4千円に補助対象システムの最大出力（単位はkwで表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が5kwを超える対象システムについては5kwとする。）を乗じて得た額とし、限度額は12万円とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、設置完了後1年以内に湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムを設置した住宅等の位置図
- (2) 対象システムの設置前後の状況を示す写真
- (3) 対象システムの設置に要した費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 設置した対象システムの仕様がわかる書類
- (5) 対象システムの設置に係る領収書の写し

- (6) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (7) 竣工検査の試験記録書の写し
- (8) 村税を滞納していないことを証した前年度分の納税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の額を決定し、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第7条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第9条 村長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書（様式第5号）により期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（処分の制限）

第10条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ湯川村住宅用太陽光発電システム処分承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けなければならない。

（処分の決定）

第11条 村長は、前条に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助事業者に、湯川村住宅用太陽光発電システム処分承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（定期報告等）

第12条 村長は、補助を受けたものに対し、対象システムの設置後2年間、年間発電量がわかる資料等の提出を求めるなど必要に応じて協力を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。